

## 四街道市ふるさと寄附推進事業協力事業者募集要項

### 1 目的

四街道市への寄附（以下「ふるさと寄附」という。）の促進と、市特産品等のPRや販売促進による市内産業の活性化を図るため、四街道市ふるさと寄附推進事業実施要綱に基づき、特典商品等を提供いただける協力事業者を募集します。

### 2 協力事業者の要件

特典商品等を提案・提供できる協力事業者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者としてします。

- (1) 市内に本店、事業所等（工場等を含む）又は農産物の生産地を有すること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が四街道市暴力団排除条例（平成24年四街道市条例第2号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いを厳重に行えること。

### 3 特典商品等の要件

特典商品等は、市内で栽培、製造、加工する商品、又は市内でサービスの提供がなされているものかつ価格（税込）が原則3,000円以上のもので、次に掲げる要件のいずれかを満たしているものとしてします。

- (1) 市の特産品として広く認められるもの
- (2) 市の魅力を感じることができるもの
- (3) 前各号以外で、市のPRにつながる商品やサービスであるもの

### 4 協力事業者のメリット

市ホームページ及びふるさと寄附に関する専用ポータルサイトにおいて、特典商品等の内容、画像、紹介文、事業者名が掲載されることから、本制度を通じて、協力事業者と特典商品等の認知度向上や販路拡大の効果が期待されます。

また、特典商品等の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封することができます。

### 5 特典商品等の発注・取りまとめ先

市では、効率的な特典商品等の手配、配送等を実施するため、次の業者と委託契約を行っています。協力事業者の特典商品等が寄附者から選ばれた場合は、寄附金の入金確認後、委託契約を行っている（株）フューチャーリンクネットワークから特典商品等の発送準備の依頼と配送の手配がなされます。

【発注・取りまとめ先】

株式会社 フューチャーリンクネットワーク

〒273-0031

千葉県船橋市西船4-19-3

TEL 047-495-0635 FAX 047-495-0625

## 6 申込期間

随時

## 7 申込方法

### (1) 市への応募

様式1「四街道市ふるさと寄附金制度 特典商品等 応募用紙」に必要事項を記入し、会社概要、特典商品等が分かる参考資料を添付の上、四街道市地域共創部産業振興課へ提出してください。

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市 地域共創部 産業振興課

TEL 043-421-6134

### (2) 応募結果等

応募用紙による申込み後、市において審査を行い、その結果を様式2「四街道市ふるさと寄附金制度協力事業者承認（不承認）通知書」により通知します。

## 8 その他の留意事項

### (1) 個人情報の取扱い

協力事業者は、「個人情報の保護に関する法律」及びその他関係法令を遵守してください。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

### (2) 特典商品等における賞味期限等の取扱い

特典商品等に賞味期限がある場合は、必ず賞味期限を表示してください。また、賞味期限が一週間以内の場合は、トラブルを防止するため、協力事業者から寄附者へお届け日等の確認の電話連絡を入れてください。なお、電話連絡の際は、必ず「四街道市ふるさと寄附」に関する連絡である旨伝えてください。

### (3) 特典商品等におけるクレーム対応

特典商品等について、寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応するとともに、苦情内容を取りまとめて、(株)フューチャーリンクネットワークに報告してください。

### (4) 特典商品等の変更及び辞退

協力事業者は、あらかじめ申込みした特典商品等を変更・辞退する場合は、速やかに(株)フューチャーリンクネットワークに報告してください。

### (5) 協力事業者の要件の喪失

市は、協力事業者が2で定める要件を満たしていないと認める場合は、その登録を中止することがあります。